

# (仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業設計業務委託 仕様書

## I 業務委託

### 1 業務名

(仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業設計業務委託

### 2 業務の目的

『松本市学校給食センター再整備基本計画』（以下「基本計画」という。）に基づき、(仮称) 松本市第1学校給食センターを整備するために、その施設の設計業務を行うものである。

### 3 業務の期間

業務委託契約締結の日から令和8年1月31日まで

#### (1) 下記4-(1)に係る成果品提出期限

令和7年3月31日まで

#### (2) 下記4-(2)に係る成果品提出期限

令和8年1月31日まで

### 4 業務の内容

業務の内容は、下記及び「Ⅱ (仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業基本設計業務委託 特記仕様書」「Ⅲ (仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業 実施設計業務委託 特記仕様書」によることとする。なお詳細については、契約後発注者と受注者において協議を行うものとする。

#### (1) 建築基本設計

「Ⅱ (仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業 基本設計業務委託 特記仕様書」による。

#### (2) 建築実施設計

「Ⅲ (仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業 実施設計業務委託 特記仕様書」による。

### 5 建設予定地の概要

#### (1) 建設予定地

##### ア 所在地

長野県松本市梓川梓714-2 ほか隣接農地等

##### イ 敷地面積

8,571.84㎡

#### (2) 用途地域

##### ア 市街化調整区域

イ 建ぺい率：60%

ウ 容積率：200%

(3) 防火指定

指定なし

(4) 高さ制限

10m以下（市景観形成基準）

道路斜線、隣地斜線

(5) 周辺道路

市道梓川538号線、同193号線

(6) 水道

ア 建設工事開始前に敷地前まで上水道管を敷設予定（市道梓川538号線）

イ 建設工事にあわせ敷地前まで下水道管を敷設予定（市道梓川193号線）

6 建築空間の要件

基本設計の中で、計画内容等の確認をしたうえで、各機能の適切な建築空間の構成について検討すること。なお、設置を予定している諸室及びその基本要件は「要求水準書」のとおり。

7 留意事項

(1) 概算工事費等

ア 施設建設事業費：35.4億円（消費税込）

※造成工事費・外構工事費・上下水道管敷設工事費は含まない。

イ 厨房機器納入業務：9.7億円（消費税込）

(2) 成果品の提出場所

松本市 教育委員会 学校給食課 東部学校給食センター

(3) 成果品の取り扱い

本業務の成果品は全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、公表及び使用してはならない。

なお、提出されたデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図及び完成後の維持管理に使用することがある。

(5) 義務

受注者は、本業務の実施に当たり業務の目的を十分に理解した上で、最高の技量を発揮しなければならない。

(6) 疑義

受注者が本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項、あるいは作業過程において疑義が生じた場合は、管理技術者は速やかに発注者と協議し、指示を受けなければならない。

また、作業内容に変更が生じた場合も同様とする。

#### (7) 瑕疵の修正

受注者は、本業務完了後であっても受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに監督職員及び担当職員が必要と認める修正等を受注者の負担において行わなければならない。

#### (8) 秘密の保持

受注者は、本業務に関して知り得た情報・資料等を他に漏らしてはならない。

### 8 成果品の検査

- (1) 受注者は、前記 I-3 により指定された期日までに成果品を納品し、発注者の成果品検査を受けること。
- (2) 成果品検査において修正を指示された箇所は、直ちに修正すること。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに成果品の訂正を行わなければならない。

### 9 支払い条件

下記の2回に分け、適法な請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うこととする。

- (1) 上記 I-4-(1)までの成果品検査完了後  
令和6年度支払い限度額31,040千円
- (2) 上記 I-8-(2)による業務の完了後  
契約額から上記(1)の額を引いた額

### 10 その他

- (1) 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者と密着な連携を図りつつ、進捗に応じて発注者の指示により報告を行い、必要に応じて本件に必要な情報収集に活用した資料を提出するものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については発注者と協議すること。

### 11 担当

松本市教育委員会 学校給食課 東部学校給食センター

谷知、田中

電話：0263-45-1120

FAX：0263-45-1140

## II (仮称)松本市第1学校給食センター整備事業 基本設計業務委託 特記仕様書

### 1 委託内容

標記事業に係る基本設計業務を行うものであり、以下について履行するものとする。(なお、計画は別途提示する概算工事費の金額内で可能なものとする。)

#### (1) 工程表の提出

契約期間内における設計業務の実施工程及び業務遂行中における発注者との協議時期を示したものを。

#### (2) 中間提出物及び業務

ア 当初打合せを基に基本計画素案(配置図、各階平面図)を契約後2カ月以内に数案提出。

イ 基本計画案として下記計画図について比較検討資料を数案提出。(提出時期は別途)

項目	部数	規格	備考
配置計画図	30部	A1~A3	敷地利用における外構計画を含む建物配置
動線計画図	30部	A1~A3	配置及び平面計画上における建物利用に係る動線計画
平面計画図	30部	A1~A3	各階数案、仕上計画含む
断面計画図	30部	A1~A3	全体
立面計画図	30部	A1~A3	パース製作数案
厨房機器計画図	30部	A1~A3	同上

エ 冷暖房空調設備等計画(イニシャル及びランニングコストの比較検討資料共)

オ 照明設備等計画(同上)

カ ソーラー発電設備計画(同上)

ク 近隣対策検討(遮音・日影等)

ケ 法令上の諸条件の調査、計画通知・消防同意等、申請にかかる関係機関との打合せ

コ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査、及び関係機関との打ち合わせ

サ 概算工事費の算出(建築主体、電気設備、給排水衛生設備、空調設備、外構)

※ 上記各項目は最終成果品に盛り込み提出。

#### (3) 成果品の提出

提出内容は、下記のとおりとする。

項目	部数	規格	備考
計画説明書	2	A3~A4	
仕様概要書	2	A3~A4	
面積表及び求積図	2	A1~A3	
敷地案内図	2	A1~A3	
測量図	2	A1~A3	敷地全体について(平面及びレベル)
仕上表	2	A1~A3	建物全体について
配置図	2	A1~A3	敷地全体について
平面図	2	A1~A3	各階
断面図	2	A1~A3	建物全体について(2面以上)

項目	部数	規格	備考
立面図	2	A1～A3	建物全体について（4面以上）
日影図	2	A1～A3	必要に応じて（地盤面・基準法適用面）
外構図	2	A1～A3	植栽、駐車場、雨水排水等
展示、収蔵、管理等計画図	2	A1～A3	特別・常設展示室（ジオラマ等含む）、一般・特殊収蔵庫、事務室会議室、学習支援交流室等（詳細図共）
構造計画説明書	2	A3～A4	
構造設計概要書	2	A3～A4	
電気設備計画説明書	2	A3～A4	各種技術資料共
電気設備設計概要書	2	A3～A4	
給排水衛生設備計画説明書	2	A3～A4	各種技術資料共
給排水衛生設備設計概要書	2	A3～A4	
空調換気設備計画説明書	2	A3～A4	各種技術資料共
空調換気設備設計概要書	2	A3～A4	
昇降機計画説明書	2	A3～A4	各種技術資料共
昇降機設計概要書	2	A3～A4	
屋根伏図	2	A3～A4	必要に応じて
矩計図	2	A3～A4	必要に応じて
屋外施設計画説明書	2	A3～A4	必要に応じて
屋外施設計画概要書	2	A3～A4	必要に応じて
設備関係検討資料	2	A4	インシャル・ランニングコスト比較と補助制度の検討資料
設備計画図			監督職員の指示による
図面データ	1	CD	保存形式はDXF又はJWW形式とし、監督職員の指示による。
概算工事費算出書	1	A4	工事種別・項目別概算値算出
その他			監督職員の指示による

(4) 工事計画工程表の提出

標記工事の施工に必要な標準的工期を把握できるものを提出すること

### Ⅲ (仮称) 松本市第1学校給食センター整備事業実施設計業務委託 特記仕様書

#### 1 委託内容

標記事業に係る実施設計業務を行うものであり、以下について履行するものとする。

##### (1) 工程表の提出

契約期間内における設計業務の実施工程及び業務遂行中における発注者との協議時期、資料等の提出時期を示したものを、監督職員と打合せのうえ作成し提出すること。

##### (2) 実施設計

基本設計及び計画施設内容を把握したうえ、構造、デザイン、納まり、技術、材料、工法、機能、工事費及びメンテナンスの良否などについて細部の検討を更に行い、施工者が設計内容を正確に読み取り、設計者の意図に合致したものを的確に造ることができるように、工事請負契約図書の一部として実施設計図書の形にまとめ、かつ工事費を適正に積算すること。

##### (3) 成果品の提出

項目	部数	規格	備考
設計図	7程度	A1, A2, A3	7部程度とし監督職員の指示による。(製本を含み、A-1規格はA-1折図製本1部、A-3版折図製本3部、A-2規格はA-2折図製本4部を原則とする)原則、工事全てを同一製本とし、製本表紙及び背表紙には、工事名称を黒文字印字する。
図面データ	1		CDで提出 保存形式はDXF、JWW形式及びPDF形式とし、監督職員の指示による。
構造計算書	2	A4	
設備計算書	1	A4	照度、機器容量、給水、排水、換気ほか
金入工事内訳書	1	A4	CDで提出 監督職員の指示する様式及び指示する表計算ソフトで作成
数量算出書	1	A3, A4	躯体数量は打設部位毎の数量を明示
複合単価内訳書	1	A4	建設工事標準歩掛(財団法人建設物価調査会)最新版を基本とし、他を使用した場合は、出典を明確にして、写しを添付すること。
見積書	1	A4	3社以上の見積書及び見積価格比較表
単価採用に用いた刊行物	1		建設物価、積算資料、建築コスト情報、建築施工単価等の採用した単価に目印を付けたもの、カタログ単価は、その写しとする。
外観パース	1	B3	額入り(アングル等打合せ・下書時打合せ確認)
内観パース	1	B3	額入り(アングル等打合せ・下書時打合せ確認)

項目	部数	規格	備考
特殊工法仕様書、 選定理由書	1	A4	必要に応じて
許可申請書、協議書 等		A4	添付図面を含み、規格は申請様式による。
数量算出等チェックシート	1		国土交通省ホームページ掲載の「営繕工事積算チェックマニュアル 建築工事編（新営工事）」、「営繕工事積算チェックマニュアル 電気設備編（新営工事）」、「営繕工事積算チェックマニュアル 機械設備工事編（新営工事）」参照のこと。 チェック項目内容が同等のものであれば、書式は自由とする。

(4) 工事計画工程表の提出

標記工事を施工するために必要な標準的工期を把握できるものを作成し提出すること。

(5) 各種申請、届け出、許可等手続きの代行

計画通知、建築許可申請、都市計画法に係る許可申請等、工事着手に必要な手続きを代行し、書類作成から提出、立会い及び許可書等の受領までを行うものとする。

計画通知に係る構造計算適合判定手数料は受注者が支払うこと。

判定審査が不要の場合は委託料を精算するものとします。

(6) 業務委託完了時の説明

設計委託契約の内容及び履行について記載された書類を提出し、内容を説明すること。

## 2 業務要領

(1) 設計図書の作成

ア 設計図書は建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事に分離して発注できるように工事区分ごとに整理統合し、各々に一連の整理番号を付けて作成すること。

イ 工事の発注が工期ごと複数にわたるときは、各工期別に設計図書を作成すること。

ウ 設計図書には工事名、設計年月（引渡し年月）及び受注者名並びに建築士法第 20 条に基づく表示を行うこと。

エ 図面に記入する寸法の単位はメートル法により、寸法線の記載数字はmm単位で記入すること。

オ 盛土、整地等が必要な場合は、矩形断面図へ新旧G、Lを明示すること。

カ 工事に必要な仮設物（仮囲い、ゲート、工所用進入路など）がある場合は、仮設計画図を作成し、位置、数量が解かるようにすること。

キ 増築が含まれる場合は既存建物の必要な箇所を図面化し、既存との取り付け部分の内容を図示し、納まりが解かるよう明示すること。

ク 仕様、材料、工法などは一般的な名称で明示すること。

ケ 使用する工事標準仕様書は次のものとする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」～それぞれ最新版とする。

コ 設備工事において、負荷計算等が必要な場合は計算書を提出すること。

サ 設計図の規格

原則は次のとおりとし、詳細については監督職員の指示によること。

区分	名称	縮尺	備考
建築意匠図等	表紙		
	図面リスト		
	特記仕様書		監督職員が指示する様式による
	案内図		
	配置図	1/100～1/500	屋外施設、外構工事を含む
	仮設計画図	1/100～1/500	
	面積図・求積図		建築基準法用、交付金申請用
	仕上表		
	工事区分表		
	平面図	1/100～1/200	各階
	立面図	1/50～1/200	
	断面図	1/100～1/200	
	矩計図	1/20～1/50	
	展開図	1/20～1/50	
	平面詳細図	1/20～1/50	
	断面詳細図	1/20～1/50	
	一般詳細図	1/20～1/50	
	部分詳細図	1/10～1/30	
	建具キープラン	1/100～1/200	
	建具図	1/20～1/50	
	家具キープラン	1/100～1/200	
	家具図	1/20～1/50	
	各伏せ図	1/100～1/200	
	昇降設備図	1/20～1/50	
	外構図	1/100～1/200	
	植栽図	1/100～1/200	
	日影図	1/500～1/1,000	監督職員が指示した場合
法規チェック図			
その他		監督職員の指示による	
建築構造図	特記仕様書		

区分	名称	縮尺	備考	
設備関係図	図面リスト			
	基礎・梁伏図	1/50~1/200	特殊基礎を含む	
	基礎配筋図	1/20~1/50		
	軸組図	1/50~1/200		
	柱・梁配筋リスト	1/20~1/50		
	架構配筋図	1/20~1/50		
	鉄骨架構図	1/20~1/50		
	雑配筋図	1/20~1/50		
	その他			
	共通	表紙		
		図面リスト		
		特記仕様書		
		工事区分表		必要に応じて
		案内図		
		配置図	1/100~1/500	
		機材等指定表		監督職員の指示する様式による
		その他		監督職員の指示による
	電気	受変電設備図	1/50~1/200	
		幹線図、系統図	1/50~1/200	
		電灯設備配線図	1/20~1/50	
		照明器具姿図	1/20~1/50	
		分電盤回路図、姿図	1/20~1/50	
		動力設備配線図	1/10~1/30	
		火災報知器設備図	1/50~1/200	
	給排水、衛生、ガス	各階配管平面図	1/50~1/200	
		便所、ポンプ室、機械室平面図、断面図等	1/50~1/200	
		系統図	1/50~1/200	
機械図(高架水槽等)		1/50~1/200		
器具取付詳細図		1/20~1/50		
器具表		1/20~1/50		

区分	名称	縮尺	備考
空調	屋外設備図	1/50~1/200	
	ダクト配管各階平面図	1/50~1/200	
	ダクト配管系統図	1/50~1/200	
	機械室平面図、断面図	1/50~1/200	
	各階詳細図	1/20~1/50	
	機器類姿図	1/20~1/50	
	自動制御盤平面図、展開、系統、各部結線図	1/50~1/200	
	消火設備図	1/50~1/200	
	屋外設備図	1/50~1/200	

(2) 工事内訳書の作成

ア 積算は原則として「公共建築工事積算基準」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）によること。

イ 工事内訳書の書式は監督職員の指示するものとし、項目の組立ては打合わせること。

ウ 採用単価については予め、監督職員と打合わせを行い適正化に努めること。

参考) 採用単価は次による。

(ア) 刊行物（建設物価・建築コスト情報・積算資料・建築施工単価資料の最低価格とする。また、刊行物採用地域基準は松本>長野>東京>関東>全国とする。）

(イ) 複合単価

(ウ) 業者見積り（原則3社以上の見積りを取り、最低価格を採用する。）

エ 内訳書の細目数量は、小数点以下第1位とし、100以上の場合は整数とする。また、一式とする場合は別紙明細を作成すること。

オ 内訳書備考欄へは、刊行物を採用した場合は「刊行物」、複合単価を採用した場合は「複合単価」、業者見積りを採用した場合は「見積」と表記すること。

カ 擁壁、整地等の造成工事・門扉、フェンス、構内舗装等の外構工事・建物や施設の移転・取り壊し工事等が必要な場合は必ず積算すること。

キ 工事用進入路の取り付け復旧など工事施工に欠かせないものは積算すること。

ク 原則として棟別、構造別などのものは各々項目を設け、積算すること。

(3) 根拠資料の作成

ア 基礎構造等の選定根拠（杭基礎とするときは、工法及び径などのコスト比較資料）

イ 電線、配管の径の決定及び特殊工法等の採用根拠

ウ 特殊な仕上げ材料等の決定根拠（耐久性、価格などの比較資料）

エ 産業廃棄物の処理方法と単価の根拠

(4) その他

- ア 積算項目、積算数量及び採用単価などの間違いによる、工事着手後の設計金額の変更が生じないように充分精査すること。
- イ 設備工事等で供給者との事前協議が不十分であることが原因で、工事着手後の設計金額変更が生じないように充分留意すること。
- ウ 関係法規を遵守し、設計業務開始当初から関係監督官庁と入念に打ち合わせを行い、設計業務の効率化に努めること。